

川内原子力発電所 2 号機 第 2 0 回定期検査の概要

1 . 関係法令

電気事業法第 5 4 条 ( 定期検査 )

電気事業法第 5 5 条 ( 定期事業者検査 )

2 . 定期検査及び定期事業者検査を実施する設備

- ( 1 ) 原子炉本体及び原子炉冷却系統設備
- ( 2 ) 計測制御系統設備
- ( 3 ) 燃料設備
- ( 4 ) 放射線管理設備
- ( 5 ) 廃棄設備
- ( 6 ) 原子炉格納施設
- ( 7 ) 非常用予備発電装置
- ( 8 ) 蒸気タービン設備

3 . 定期検査期間中に実施する主な工事

( 1 ) 燃料の取替え

燃料集合体 1 5 7 体の約 3 分の 1 を取り替える。

( 2 ) 加圧器スプレイライン取替工事 ( 図 - 1 参照 )

予防保全の観点から、加圧器スプレイラインの配管の一部に使用している冷間曲げ管を、残留応力が小さい熱間曲げ管に変更する。

( 3 ) 充てんライン撤去及び取替工事 ( 図 - 1 参照 )

弁・配管等の保守負担軽減及び作業員の被ばく低減を図るため、2 系列ある充てんラインのうち 1 系列の配管を撤去する。

また、残りの 1 系列について、予防保全の観点から配管の一部に使用している冷間曲げ管を、残留応力が小さい熱間曲げ管に変更するとともに、配管の取替えに併せ弁の取替えを行なう。

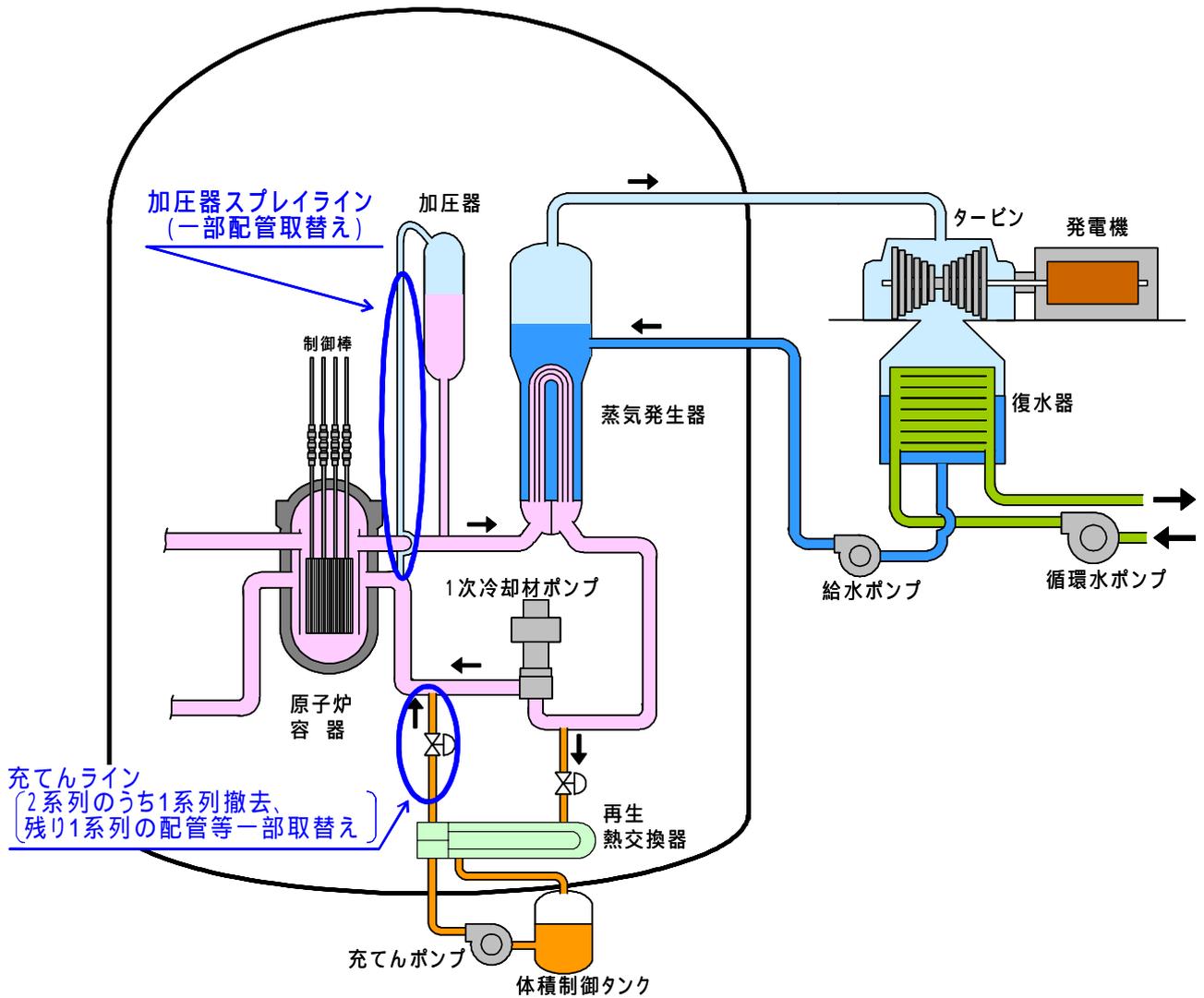


図 - 1 加圧器スプレイライン取替工事、充電ライン撤去及び取替工事